

まちづくり市民会議 市民ワーク・ショップの活動



平成29年12月

目 次

1. 市民ワーク・ショップの概要

- (1) 背景
- (2) 目的
- (3) 対象
- (4) 実施体制

2. 活動内容

- (1) 第1期
- (2) 第2期
- (3) 第3期

※ 参加者所属団体一覧

3. 活動の成果

ワークショップとは・・・

「多様な人たちが主体的に参加し、チームの相互作用を通じて新しい創造と学習を生み出す場」と定義されています。ワーク・ショップに集まった人々が思いやアイデアを語りみんなが安心してのびのびと深め合っていく。そして、議論を通じて新しい発見をしたり、新しい何かを作り出していく。そういった話し合いを生み出し、創造や学習につなげていく場となります。

1 市民ワーク・ショップの概要

(1) 背景

東日本大震災を機に、「防災・災害対策機能」、「市民活動・交流を行う新たな市民サービスへの対応」、「市庁舎の耐震性・分散化」、「保健センターの復旧」など市が抱える重要な課題を解決するため、「中心市街地拠点施設」の整備を検討してきました。

同時に、現在の本庁舎・分庁舎の機能移転後の用地については、国道 106 号と国道 45 号に囲まれたアクセスが良い貴重な財産であり、中心市街地に賑わいをもたらす重要な場として、有効に活用することとして、利用計画を検討しています。

また、現在の中心市街地は、東日本大震災、平成 28 年 8 月の台風 10 号豪雨により 2 度の大きな被害を受け、商業機能の衰退も懸念されており、これらを背景に、まちなかの活性化策を見出すことが重要と考え、広く意見を募集することとしました。

(2) 目的

現庁舎跡地の整備については、整備後により多くの市民に利用され、必要に応じて、場所のあり方を見直し、その場所を育てていくことが重要です。そのため、作る側（行政）の一方向的なアイデアで計画を作るのではなく、市民に親しまれる場として、ワーク・ショップという手法で使う側（市民）の視点で広く意見を募集したいと考えました。

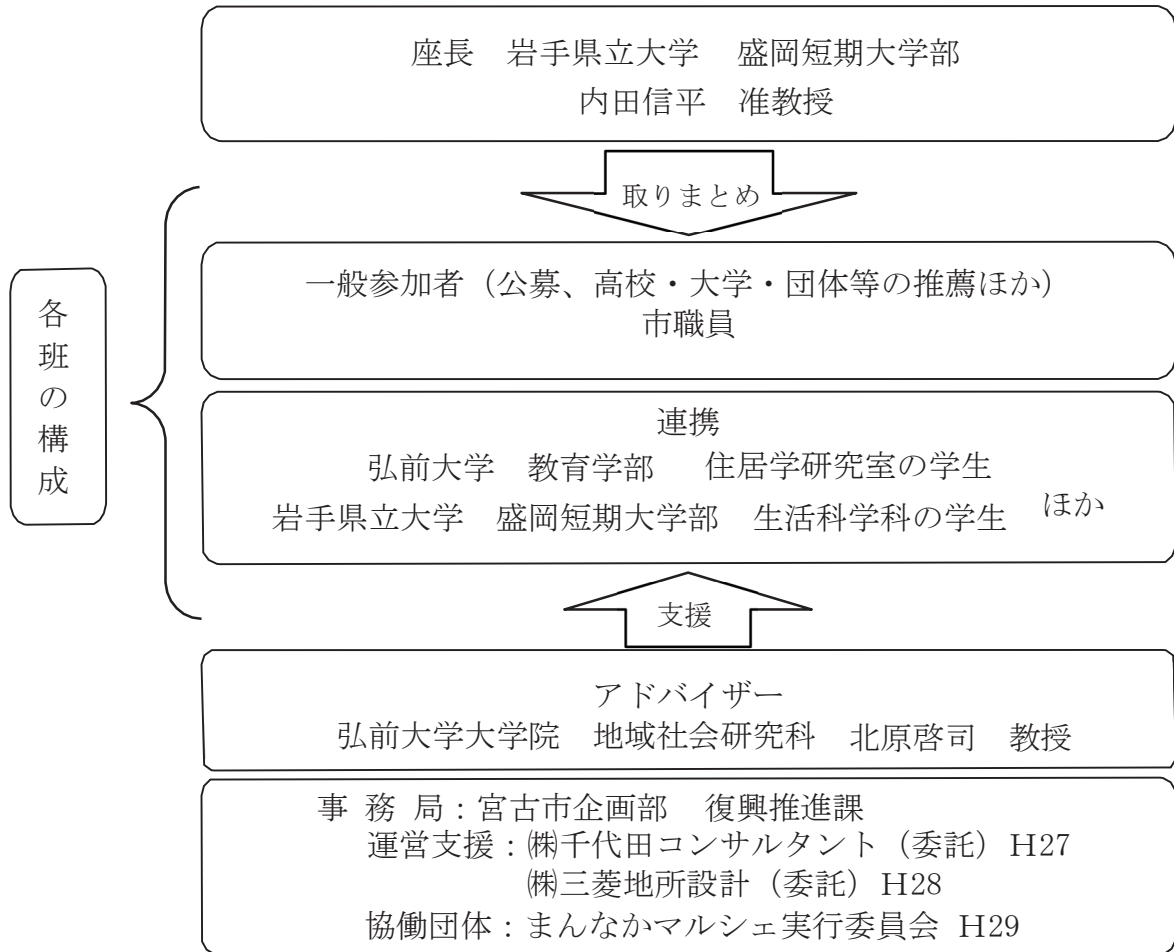
第 1 期は、賑わいを生み出すアイデアを募集し、市庁舎跡地基本構想へ反映することを主目的としました。

第 2 期及び第 3 期は、アイデアの一部を実践し、活動の効果を実証するとともに、主体的にまちづくりに参加しようとする市民の意識や連携を深め、跡地整備に向けて、機運を高めることを目的としました。

(3) 対象

市内在住の概ね高校生以上の市民などで、まちづくり団体及びグループなどの構成員ほか

(4) 実施体制



2 活動内容

(1) 第1期

第1回では、ワーク・ショップのキックオフとして、弘前大学の北原教授に、「まち育てのススめ」と題して講演をいただきました。

■まち育てのススめ

これまでの「まちづくり」は、「つくる人」つまり役所が主体で、市民は与えられたものをほめたり文句を言うだけの、形だけの参加でした。でも、そのまちに暮らす市民の皆さんは、「つくる」プロではないですが、「たべる」側のプロです。「つくる」人と「たべる」人とが、お互いの役割を尊重しながら、新しい関係をつくっていくことが大事になります。これからの高齢化の進む社会は、今ある資源を活用する時代です。そこで、自分たちのまちを「育てていく」という発想が大切になります。復興のまちづくりに本当に必要な視点は、まちを「たべる人」の視点です。まちを「たべる人」の武器がワーク・ショップ。足を使い、目と耳を使って課題を見つけだし、自分たちの言葉で考え、創造する…そのための道具がワーク・ショップなのです。

(「まち育てのススめ」より引用)

第2回以降は、活性化のアイデアを考えるため、「まち歩き」を実践したほか、「先輩に聞く！昔のみやこまち」と題して、タウン情報社の橋本代表に昔のまちの様子を教えてくださいました。

活動のまとめとして、各班に分かれて、拠点施設や市庁舎跡地での過ごし方を想像し、班毎に1つのストーリーをまとめました。

「過ごし方のつながりから発想した、市庁舎跡地の利活用」のアイデアの多くは、単なる「場所」や「ハコモノ」ではなく、「〇〇〇ができる場所」、「〇〇〇して過ごす場」となり、人が集い、人が育つ場所として、アイデア（シナリオ、シーン）を出し合い、全体で共有しました。

※ワーク・ショップで発表された「市庁舎跡地の利活用」のためのキーワード

- ・ イベントにより賑わう場所
- ・ 四季折々に楽しめる場所
- ・ 跡地を拠点として広範囲に楽しめる場所（近隣施設との連携）

第1期で共有したアイデアをまとめたイメージイラストは、「宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（平成28年6月策定）」に反映されました。



	日 時	参加者数	テ ー マ
第1回	平成26年11月29日	49人	講演「まち育てのススメ」 講師 弘前大学教育学部 北原教授 ワーク・ショップ「中心市街地地区の活性化のアイデア」
第2回	平成26年12月20日	52人	「中心市街地地区の活性化(まち育て)のアイデア」
第3回	平成27年1月24日	36人	「冬のみやこ、まち歩きワーク・ショップ」
第4回	平成27年2月21日	29人	「冬のまち歩きワーク・ショップ～マップづくり」
第5回	平成27年4月11日	29人	講演「先輩に聞く！昔のみやこまち」 講師 (有)タウン情報社 橋本代表
第6回	平成27年5月23日	24人	講演「シナリオづくりに向けて」 講師 弘前大学教育学部 北原教授 ワーク・ショップ「シナリオづくり～市庁舎跡地の利活用に向けて」
第7回	平成27年6月20日	29人	「シナリオづくり～まち育て戦略会議ワーク・ショップ～市庁舎跡地の利活用に向けて」
第8回	平成27年8月1日	30人	「私たちは、宮古のまちなかで、こんなふうに過ごしたい！～市庁舎跡地の過ごし方、食べ方、楽しみ方～」

(2) 第2期

第1回から第3回までの活動で、第1期のアイデアを、①スポーツ系、②広場あそび系、③ステージ系、④市（マルシェ）系、⑤くつろぎ（リラックス）系の5つに分類し、「いつ」「誰が」「何を」「どこで」できるかを考え、その後、グループごとにアイデアを発表し、提案された全てのプロジェクトについて、「実現する案」の投票を行いました。

第4回は、その結果を基に、4つのグループに分かれ、第7回までの間で実現するために必要な物品や経費、スタッフ配置やスケジュールなどを戦略としてまとめました。

第8回は、活動の集大成として「みやこ・わくわくストリート2016」を開催しました。

多くの皆さまにご来場いただき、市分庁舎や商店街の駐車場、空き店舗などの単なる「空間」が、生き生きとした活動の「場所」に変わる様子を目の当たりにした1日となりました。



	日 時	参加者数	テーマ
第1回	平成27年12月5日	38人	「これまでのワーク・ショップで共有できたアイデアやイメージを実現するためのキックオフ！！」
第2回	平成28年1月23日	32人	「アイデアの実現に向けて、戦略を描いてみよう！」
第3回	平成28年5月28日	29人	「市役所移転後の場所が、賑わいの場となるように～まち歩きからアイデアの実現に向けて動き出そう～」
第4回	平成28年6月25日	28人	「アイデアを実現、“まち育て”の戦略をつくろう！」
第5回	平成28年7月23日	25人	「“まち育て”の戦略をつくって発信しよう！」(1)
第6回	平成28年8月27日	22人	「“まち育て”の戦略をつくって発信しよう！」(2)
第7回	平成28年9月24日	24人	「“まち育て”の戦略をつくって発信しよう！」(3)
第8回	平成28年11月6日	32人	「みやこ・わくわくストリート2016」

(3) 第3期

第3期は、第1期と第2期の成果を踏まえて、人と人とのつながり、連携の輪を重視した中心市街地の活性化策を話し合い、平成29年10月15日(日)に「みやこ・わくわくストリート2017」を実施しました。

当日は、3つのプロジェクトが中央通商店街から新川町、市役所分庁舎エリアで実施されました。

ハンドメイド作品の展示販売、市民作家の作品展示、「まちなかギャラリー」、音楽を楽しむ場「うたのいち」(「まんなかマルシェ」)や「シネマ・デ・アエル」、各プロジェクトをつなぐ「まちなか収穫祭～みやっこハロウィン(まち歩きをしながら自分だけの宮古の歴史「秘伝の書」づくり)」も開催され、まちなかが多くの人で賑わい、“連携の輪”が広がりました。



	日 時	参加者数	テ ー マ
第1回	平成29年6月17日	38人	「”まち育て“にチャレンジ！ 人と人がつながって・・・賑わいいっぱい「みやこ・わくわくストリート」に向けて(1)」
第2回	平成29年7月22日	38人	「”まち育て“にチャレンジ！ 人と人がつながって・・・賑わいいっぱい「みやこ・わくわくストリート」に向けて(2)」
第3回	平成29年8月19日	35人	「”まち育て“にチャレンジ！ 人と人がつながって・・・賑わいいっぱい「みやこ・わくわくストリート」に向けて(3)」
第4回	平成29年9月23日	32人	「”まち育て“にチャレンジ！ 人と人がつながって・・・賑わいいっぱい「みやこ・わくわくストリート」に向けて(4)」
第5回	平成29年10月15日	59人	「みやこ・わくわくストリート2017」
第6回	平成29年11月25日	38人	「「みやこ・わくわくストリート2017」を振り返って」

■まちづくり市民会議（市民ワーク・ショップ）参加者所属団体等一覧（敬称略）

No.	参加者所属団体等名
1. 学生、生徒	
(1)	県立宮古高等学校
(2)	県立宮古北高等学校
(3)	県立宮古水産高等学校
(4)	県立宮古商業高等学校
(5)	県立宮古工業高等学校
(6)	県立大学盛岡短期大学部、宮古短期大学
(7)	NPO みやっこベース
(8)	弘前大学
(9)	岩手大学
2. NPO 等まちづくり	
(1)	NPO エムジョイ
(2)	NPO 輝きの和
(3)	NPO 三陸 NPO 支援センター
(4)	NPO 三陸情報局
(5)	NPO みやこラボ
(6)	宮古海戦組
(7)	NPO みやっこベース
(8)	まんなかマルシェ実行委員会
(9)	ほっこりみやこ実行委員会
(10)	シネマ・デ・アエルプロジェクト
3. 関係機関、団体	
(1)	宮古商工会議所
(2)	宮古観光文化交流協会
(3)	宮古市社会福祉協議会
(4)	陸中宮古青年会議所
(5)	末広町商店街振興組合（昭和通りのおかみさんもてなしたい）
(6)	中央通商店街振興組合
(7)	出崎地区産地直売施設組合（なあと産直）
(8)	㈱三陸鉄道
(9)	㈱キャトル宮古
(10)	宮古エフエム放送㈱
(11)	みやこ映画生活協同組合
(12)	市立宮古小学校
(13)	市立第一中学校
(14)	Art Eriy's
4. 一般公募	

3 活動の成果

第1回でまとめた「過ごし方のつながりから発想した、市庁舎跡地の利活用」のアイデアは、単なる「場所」や「ハコモノ」ではなく、「〇〇〇ができる場所」「〇〇〇して過ごす場所」となりました。

【ワーク・ショップで発表された「市庁舎跡地の利活用」のためのキーワード】

- ・多世代の人々が日常的に集まれる場所「様々なこと」ができる場所
- ・イベントにより賑わう場所
- ・四季折々に楽しめる場所
- ・跡地を拠点として広範囲に楽しめる場所（近隣施設との連携）

さらに、そのアイデアの一部を第2期から第3期にわたり実践することにより、活性化を促進するためには、屋内のみならず、オープンスペースを活用した多様なイベント、取り組みが効果的であること、また、市庁舎移転後の跡地整備を予定している分庁舎駐車場や、使われていなかった蔵といった「空間」が、生き生きとした活動の「場所」に変わる可能性を再認識しました。

跡地を人が集い、人が育つ場所とするため、この活動を単発の取り組みとして終わらせず、今後もトライアルイベントとして継続していきたいと考えています。

※各回の取り組みは、宮古市ホームページを参照ください。



資料8 関係団体等との意見交換会の実施状況

1 開催日時 平成28年10月12日(水)～13日(木) 計3回

2 参加者 19団体 42名

3 意見等

(1) 意見等を機能別に分類したもの

機能名	意見等
防災 (浸水対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・標高、海拔表示など浸水への注意喚起サイン ・周辺高台へ避難誘導する仕掛け(サイン) ・周辺住民も含めて避難できる避難塔 ・一定期間滞在(宿泊)できる施設や防災センター ・地盤の嵩上げ
娯楽	<ul style="list-style-type: none"> ・皆で集まって映画鑑賞、パブリックビューイングができる空間 ・キッチンスタジオ(釣った魚を調理) ・野外音楽ステージ(屋根つき)
集会	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等団体同士が打合せできるスペース
休息・休憩	<ul style="list-style-type: none"> ・四季が感じられる花木のある公園 ・トイレやベンチ ・雨天時対応の屋根 ・お茶処、カフェ、ベーカリー
運動	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上トラック ・子どもがアクティブに遊べる空間(アスレチック) ・エクストリームスポーツ(スケートボード) ・ボルダリングやフットサル
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車利用を踏まえた駐車場 ・利便性の高いバス停の設置
教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館(子どもに読み聞かせができる空間) ・震災復興や宮古の歴史、魅力に関する情報発信 ・震災慰霊碑
物販・飲食	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅のような総合物販施設(産直物産店舗) ・水産業に関する総合施設(お魚センター) ・お茶処、カフェ、ベーカリー ・キッチンカー(が入れるスペース)
観光拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興に関する情報発信 ・宮古の歴史、魅力に関する情報発信 ・遊覧船等舟運のターミナル機能 ・サイクリングロードの中継機能

(2) 整備に関する留意事項

項 目	内 容
管理運営	<ul style="list-style-type: none">・周辺の既存公共施設（中央公民館）との関係を踏まえて整備すべき・仮設住宅が設置されている公園や運動場は将来的に本来機能に戻ることを踏まえて検討すべき・既存施設（シーアリーナ）や既存公園（街区公園等）の状況を考慮して機能導入を検討すべき・トレンド（傾向）とニーズの変化に合わせて柔軟に対応できる施設整備・運用を検討すべき・交流人口（観光客）を増やすきっかけとなる施設整備を検討すべき・創業、起業を促進し、地域経済が活性化する仕組みづくりを検討すべき・若い人の雇用を促進する仕組みづくりを検討すべき・公民連携を想定した施設管理を検討すべき
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">・2つの敷地をつなぐ歩道橋のリニューアルを検討すべき・駅～商店街～市役所跡地～海浜エリア（シートピアなあと、浄土ヶ浜等）に回遊性が生まれる工夫を検討すべき
コ ス ト	<ul style="list-style-type: none">・コスト（整備、維持管理）を考慮すると箱モノ整備は不要・整備コストを合わせて提示したうえで整備方針を決定すべき

宮古市庁舎跡地活用に係る提言

平成 29 年 3 月 22 日

宮 古 市 議 会

はじめに

新庁舎の移転後は、現在の本庁舎分庁舎は庁舎としての役割を終えるが、地域の発展を支えてきた中心地であり、庁舎跡地の利活用策は今後の地域の活性化を考えるうえで大変重要な課題である。

本市議会は市庁舎の活用策検討のため、平成28年3月定例会において宮古市庁舎跡地活用調査特別委員会を設置したところである。本特別委員会では市庁舎跡地の活用策について、市民・諸団体との意見交換や議員アンケートを行い、多くの意見や考え方について調査を行い、そのことを踏まえ平成28年3月以降、17回にわたって議論を重ねて、利活用の方向性をまとめたところである。

本提言を本市議会総意によるものとして真摯に受け止め、今後の基本計画の策定作業において十分に検討され、計画に反映されることを望むものである。

平成29年3月22日

宮古市議会議長 前川 昌 登

本特別委員会の跡地活用に関する調査結果と提言

1 観光・商業等の産業振興施設整備について

市外からの観光客と交流人口の拡大につなげる拠点施設として、観光・商業等の施設整備を行い、産業振興と地域経済の活性化を図る跡地活用に期待する声は、議員アンケートのみならず市内経済団体や市民各層から上げられたところである。

本特別委員会も、観光・商業等施設整備を本庁舎跡地活用策の重要な検討テーマの一つとして位置付け、検討を進めてきた。

検討にあたり、①魚菜市场やシートピアなあど等の施設、既存商店街との競争・競合を避けるための「差別化」をどう図るか。②観光客の増大及び交流人口の拡大につなげる施設とするための地域資源と魅力をどう活用し発信すべきか。③施設整備及び運営に係る財源や施設運営主体等の課題をどう考えるか。を中心的な論点として議論、検討を重ねてきたところである。

しかし、議論では施設整備の必要性では概ね一致したものの、施設内容をめぐり多様な意見もあり、観光・商業等施設の姿、イメージを具体的なものにすることはできなかった。また、各論（論点）においても、議論を深める材料、資料等の調査の不十分さもあって具体論につなげることの難しさがあった。

本特別委員会の調査活動とは別に、宮古商工会議所において、民間活力を活かした「まちづくり会社」設立による商業観光等交流施設の整備検討の方向が示され、本特別委員会としても、この取り組みに注目し期待を持って推移を見守ってきたところである。しかし、民間活力によるまちづくり会社では採算面でのハードルが高いとの検討結果が報告され、あらためて公と民の連携による仕組みづくりと取り組みが課題として提起されたところである。

跡地活用策として観光・商業施設等整備が挙げられた大きな理由の一つは、当該地が国道45号と106号の結節点であり、本市の観光拠点である浄土ヶ浜へのアクセス入口部にあることなど、地理的条件と交通アクセスの優位性であった。

本市は現在、三陸沿岸道路や宮古・盛岡横断道路、北部環状線等の整備が進められている。これらの幹線道路の整備後には、交通体系が大きく変化し、市内への車両交通の動線、流れにも影響が出てくることが予想される。この点についても跡地活用策検討にあたっての論点の一つとして議論を行ってきたところである。

以上の検討経過と論点を踏まえ本特別委員会は、跡地活用策として観光・商業等施設を整備することについては、今後の交通体系の変化を見極める必要があるものと判断する。ついては、継続して検討を行うよう提言する。

なお、本特別委員会は上記の判断を行ったが、市内経済団体等をはじめとした各種団体や市民各層及び多くの議員から寄せられた産業振興と地域活性化の必要性は共有するものであり、本市の震災復興需要終了後の地域経済を見据えた交流

人口拡大に向けた施策の一つとして、その重要性を認識するものである。したがって市においては、今後の重要施策課題として位置付け、民間経済団体との公民連携事業も視野に入れ検討を進めるよう要望する。

2 スポーツ、野外コンベンション等の機能を持つ広場整備について

憩いの場としての公園や広場、市民・若者が楽しめるスポーツ施設、野外コンベンション機能等の跡地活用の意見も多く出されたところである。

一方で、公園整備については既設の児童公園、近隣公園等の利活用で足りるとの意見や管理面の課題も指摘されたところである。

本特別委員会は、市内には若者が集い楽しめる場所がなく、わざわざ市外に出かけている実態もあることから、市内外の若者等が集まる、集まれる新たな活動拠点を整備することは有効であり、若者の定住促進にもつながるものと判断した。

具体的には、屋根付きステージ設置による野外コンベンション機能や音楽・文化活動等の多様なイベントが開催できる場として、併せて若者に人気があるフットサルやスケートボード等の軽スポーツを楽しむ広場として整備し、活用を図るべきと提言する。

また、軽トラック市やチャレンジショップ等による生産者の直売、キッチンカー屋台等での飲食提供も可能と考えられ、「賑わいと交流の場」としての利活用を図ることも期待できる。

将来において観光・商業等施設の整備用地として活用を図ることも想定し、施設整備は屋根付きステージのほかはトイレ、ベンチ等の休憩施設配置にとどめ、箱物・ハード整備は避けるべきである。

3 東日本大震災「慰霊」の場について

市本庁舎が東日本大震災で被災した点も踏まえて、震災の記憶を伝承するとともに、市民はもとより市外の方も訪れることができる慰霊・鎮魂の場として、市庁舎跡地の一面を活用した、モニュメント等を整備することについても提言する。

観光団体等からも、田老地区の学ぶ防災や津波遺構とは別に、市内中心部に慰霊・鎮魂の場があることで誘客にもつながるとの意見が出されているところである。新庁舎に予定されている防災展示コーナーとも結びつけ、関連性を持たせる工夫を検討し、震災の記憶伝承にとどまらず「津波防災のまち」として情報発信を行うべきである。

4 分庁舎跡地活用について

現分庁舎は浸水の可能性も低いことから、土砂災害危険区域指定以外の場所に地域のコミュニティセンターを整備するよう提言する。

この提言は、市庁舎の移転・解体によって周辺の地域住民は投票所と避難施設を失うことになり、こうした地域事情に配慮した対応が必要と判断したものである。また、当地域における災害時の避難所としての役割も果たしている中央公民館は、公共施設再配置計画で当面は存続利用の考えが示されているものの、老朽化が著しく近い将来は廃止の可能性が高いと想定できる。

このことから、地域住民の集会やサークル活動等に供するコミュニティセンターの施設整備を行い、選挙時における投票所や災害時の避難場所として利活用を図るべきである。

また、コミュニティセンター整備用地以外は、駐車場として利活用すべきと判断するものである。本庁舎の跡地活用を補完する駐車場とするとともに、商店街の活性化にもつなげる視点から商店街利用者やイベント時の駐車場としても有効活用を図るべきである。

5 市庁舎跡地と旧愛宕小学校の一体活用について

市庁舎跡地活用における議論、検討過程では、屋内施設によるボルダリング、卓球、フットサル等のスポーツができる場や子どもの遊ぶ場の整備を求める意見が多く出されたところである。同様の意見は市内諸団体の中からも上げられている。また、NPOや各種団体が情報共有できる「場所」づくりの必要性も指摘されたところである。しかし、市民各層・諸団体、議会の多様な意見をすべて跡地活用策に盛り込むことは、限られた用地面積や財源の点から困難である。

さらに、現市庁舎の移転によって「新川町から鯉ヶ崎まで人の流れが途絶え、築地、愛宕、光岸地地区は衰退する。」との不安や懸念する声も上げられている。市庁舎跡地と旧愛宕小学校を一体のエリアとして捉え、校舎、体育館、校庭の活用を図ることで、跡地活用策の多様な意見に対する選択肢は広がり、地域にとっても「賑わいと交流」の仕組みづくりにつなげることができる。

このことから、応急仮設住宅撤去後の活用を前提に、屋内外でのスポーツの場や子どもの遊び場、各種団体の交流の場等として、旧愛宕小学校の利活用を提言するものである。

資料 10 土砂災害防止法の概要

分庁舎の背後には急傾斜地があり、岩手県が平成 27 年度に実施した土砂災害防止に関する基礎調査では、分庁舎の建物を含む一部のエリアが、著しい危害のおそれのある土地、それ以外の区域が危害のおそれのある土地と判断されました。今後は、土砂災害特別警戒区域等の指定の動きにも配慮が必要です。

①土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

②土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法※とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

※正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

- ・土砂災害防止対策の基本的事項
- ・基礎調査の実施指針
- ・土砂災害警戒区域等の指定指針 等

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県] (土砂災害のおそれがある区域)

- 情報伝達、警戒避難体制等の整備 [市町村等]

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県] (建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 特定開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設の
ための開発行為
- 建築物の構造規制
- 建築物の移転等の勧告

基礎調査の実施

渓流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況について調査



区域の指定

基礎調査に基づき、土砂災害のおそれのある区域等を指定

<警戒避難体制>

- ・市町村地域防災計画 (災害対策基本法)

<建築物の構造規制>

- ・居室を有する建築物の構造耐力に関する基準の設定 (建築基準法)

<移転支援>

- ・住宅金融支援機構融資等

急傾斜地の崩壊区域調査書

様式3-1 危険のおそれのある土地、著しい危険のおそれのある土地の設定図
急傾斜地の位置 箇所番号 09310554-2

調査年度 平成27年度

箇所名 本町
所在地 宮古市本町



凡例

- 上端
- ▲ 下端
- 著しい危険のおそれのある土地の区域
- 危険のおそれのある土地の区域
- 土石等の崩壊率が3mを超える範囲
- 土石等の移動による方が100mm/mを超える範囲
- 積算測線

岩手県

資料 11 駐車場・駐輪場整備台数算定資料

1 駐車場算定

a. 公園利用者数（年間利用者数）からの推計

項目		数値等	単位	備考			
公園種別		近隣公園					
A.開園面積		1.00	ha				
B.最大日利用者数		572	人/ha	「平成26年 都市公園利用実態調査報告書」より			
C.最大日率		1.67	%	公園利用形態を「3季型」と設定 「自然公園等施設技術指針」より→1/60を採用			
D.平均滞在時間		1.44	時間	「平成26年 都市公園利用実態調査報告書」より			
E.回転率		1/3		「自然公園等施設技術指針」の 「平均滞在時間-回転率関数」を参考に設定			
F.計画年間利用者数		34,300	人	$F=A \times B / C$			
G.80%利用者数		27,400	人	$G=F \times 80\%$			
休日	最大日	H.利用者数		457	人/日	$H=G \times C$	
		最大時利用者数	I.利用者数	152	人/時間	$I=H \times E$	
	平均日	利用者数		J.休日平日利用比	1.18		「平成26年 都市公園利用実態調査報告書」より
				K.休日利用者総数	14,800	人/年	$K=G \times J / (1+J)$
				L.休日数	120	日/年	土日、祝日
		M.平均日利用者数	123	人/日	$M=K / L$		
		最大時利用者数	N.最大時利用者数	41	人/時間	$N=M \times E$	
平日	平均日	利用者数		O.利用者総数	12,600	人/年	$O=G - K$
				P.平日数	245	日	$P=365 - L$
				Q.平均日利用者数	51	人/日	$Q=O / P$
				R.最大時利用者数	17	人/時間	$R=Q \times E$

■ 駐車場需要量推計

項目		数値	単位	備考	
全体	a.自動車利用率	73.9	%	※下記参照	
	b.自動車利用者数	20,249	人	$b=G \times a$	
	c.同乗者数	2.25	人/台		
	d.年間発生駐車台数	8,999	台/年	$d=b / c$	
休日	最大日	e.日利用台数	149	台/日	$e=d \times C$
		f.最大時利用台数	50	台/時間	$f=e \times E$
	平均日	g.日利用台数	40	台/日	$g=M \times a / c$
		h.最大時利用台数	13	台/時間	$f=e \times E$
平日	平均日	i.日利用台数	16	台/日	$g=Q \times a / c$
		j.最大時利用台数	5	台/時間	$j=i \times E$

※宮古市中心市街地拠点施設整備事業に係る市民アンケート調査報告書（H27.9実施）

※現本庁舎までの交通手段を問う設問のうち、自家用車及び家族等の送迎と答えた方の割合

b. 公園在園者数からの推計

項目		数値等	単位	備考	
利用 データ	公園種別	近隣公園			
	平均利用可能面積	1.416	ha	「平成26年 都市公園利用実態調査報告書」より	
	平均利用者数	平日	686		人/日
		休日	811		人/日
	最大同時在園率	平日	11.2		%
		休日	15.7		%
	最大時在園者数	平日	77		人/時間
		休日	127		人/時間
haあたり最大時在園者数	平日	54	人/時間・ha		
	休日	90	人/時間・ha		
開園面積		1.00	ha		
最大時在園者数	平日	54	人/時間		
	休日	90	人/時間		

■ 駐車場台数推計

項目		数値等	単位	備考
自動車利用率 (%)		73.9	%	※下記参照
同乗者数 (人/台)		2.25	人/台	
最大時利用台数 (台/時間)	平日	18	台/時間	
	休日	30	台/時間	

※宮古市中心市街地拠点施設整備事業に係る市民アンケート調査報告書 (H27.9実施)

※現本庁舎までの交通手段を問う設問のうち、自家用車及び家族等の送迎と答えた方の割合

【推計の結果】

- a. 公園利用者数 (年間利用者数) からの推計 50台 ≤ **駐車場の必要整備数** 50台
- b. 公園在園者数からの推計 30台

2 駐輪場

a. 公園利用者数（年間利用者数）からの推計

項目		数値等	単位	備考		
公園種別		近隣公園				
A.開園面積		1.00	ha			
B.最大日利用者数		572	人/ha	「平成26年 都市公園利用実態調査報告書」より		
C.最大日率		1.67	%	公園利用形態を「3季型」と設定 「自然公園等施設技術指針」より→1/60を採用		
D.平均滞在時間		1.44	時間	「平成26年 都市公園利用実態調査報告書」より		
E.回転率		1/3		「自然公園等施設技術指針」の 「平均滞在時間-回転率相関図」を参考に設定		
F.計画年間利用者数		34,300	人	$F=A \times B / C$		
G.80%利用者数		27,400	人	$G=F \times 80\%$		
休日	最大日	H.利用者数	457	人/日	$H=G \times C$	
		最大時利用者数	I.利用者数	152	人/時間	$I=H \times E$
	平均日	利用者数	J.休日平日利用比	1.18		「平成26年 都市公園利用実態調査報告書」より
			K.休日利用者総数	14,800	人/年	$K=G \times J / (1+J)$
			L.休日数	120	日/年	土日、祝日
	M.平均日利用者数	123	人/日	$M=K / L$		
	最大時利用者数	N.最大時利用者数	41	人/時間	$N=M \times E$	
平日	平均日	利用者数	O.利用者総数	12,600	人/年	$O=G - K$
			P.平日数	245	日	$P=365 - L$
			Q.平均日利用者数	51	人/日	$Q=O / P$
			最大時利用者数	R.最大時利用者数	17	人/時間

■ 駐輪場需要量推計

項目		数値	単位	備考	
全体	a.自転車利用率	15.7	%	※下記参照	
	b.自転車利用者数	4,302	人	$b=G \times a$	
	c.同乗者数	1.00	人/台		
	d.年間発生駐輪台数	4,302	台/年	$d=b / c$	
休日	最大日	e.日利用台数	71	台/日	$e=d \times C$
		f.最大時利用台数	24	台/時間	$f=e \times E$
	平均日	g.日利用台数	19	台/日	$g=M \times a / c$
		h.最大時利用台数	6	台/時間	$f=e \times E$
平日	平均日	i.日利用台数	8	台/日	$g=Q \times a / c$
		j.最大時利用台数	3	台/時間	$j=i \times E$

b. 公園在園者数からの推計

項目		数値等	単位	備考	
利用 データ	公園種別	近隣公園			
	平均利用可能面積	1.416	ha	「平成26年 都市公園利用実態調査報告書」より	
	平均利用者数	平日	686		人/日
		休日	811		人/日
	最大同時在園率	平日	11.2		%
		休日	15.7		%
	最大時在園者数	平日	77		人/時間
		休日	127		人/時間
haあたり最大時在園者数	平日	54	人/時間・ha		
	休日	90	人/時間・ha		
開園面積		1.00	ha		
最大時在園者数	平日	54	人/時間		
	休日	90	人/時間		

■ 駐輪場台数推計

項目		数値等	単位	備考
自転車利用率 (%)		15.7	%	※下記参照
同乗者数 (人/台)		1.00	人/台	
最大時利用台数 (台/時間)	平日	8	台/時間	
	休日	14	台/時間	

※徒歩4:自転車6と想定し、(100-73.9(自動車利用率))×0.6

【推計の結果】

- a. 公園利用者数(年間利用者数)からの推計 24台 < **駐輪場の必要整備数 25台**
- b. 公園在園者数からの推計 14台

資料 1 2 利用イメージ写真引用元ホームページ

■本庁舎跡地

- ①紅葉の散策路イメージ（箱根美術館）
箱根美術館ホームページ
- ②モニュメントイメージ（箱根彫刻の森美術館）
箱根彫刻の森美術館ホームページ
- ③桜の群植イメージ（高遠城址公園）
高遠城址公園ホームページ
- ④イベント(フードフェス)利用イメージ（国営昭和記念公園）
多摩てばこネットホームページ
- ⑤イベント(青空ヨガ)利用イメージ（東京ミッドタウン）
東京ミッドタウンホームページ
- ⑥複合遊具のある公園イメージ（福島県福島市松川工業第一公園）
KOTOBUKI ホームページ
- ⑦雪遊びイメージ（新潟県長岡市国営越後丘陵公園）
国営越後丘陵公園ホームページ
- ⑧園路沿いのベンチイメージ（大阪府茨木市岩倉公園）
KOTOBUKI ホームページ
- ⑨仮設店舗(コンテナハウス)利用イメージ（ブルックリン『The Lot Radio』）
アビオンホームページ
- ⑩イベント(軽トラ市)利用イメージ（大阪府羽曳野「軽トラ市」）
大阪ミュージアムホームページ
- ⑪イベント(スポーツ_3on3)利用イメージ（東京都港区台場）
日本スポーツコートホームページ
- ⑫イベント(スポーツ_スケートボード)利用イメージ（新潟県南魚沼市）
南魚沼市スケートボード普及委員会ホームページ

■分庁舎跡地

- ① イベント(青空図書館)利用イメージ 01 (東京ミッドタウン)
FASHION PRESS ホームページ
- ② イベント(青空図書館)利用イメージ 02 (神戸東遊園地)
URBAN PICNIC AT EAST PARK,KOBE ホームページ
- ③ イベント(スポーツ_フットサル)利用イメージ (東京丸の内)
日本スポーツコートホームページ
- ④ イベント(スポーツ_ボルダリング)利用イメージ
サンドストーンホームページ
- ⑤ イベント(屋外シアター)利用イメージ (神戸東遊園地)
URBAN PICNIC AT EAST PARK,KOBE ホームページ
- ⑥ イベント(屋外バー)利用イメージ (東京ミッドタウン)
SUNTORY 公式ブログ
- ⑦ イベント(ラジオ体操)利用イメージ (伊豆の国市)
伊豆の国市ホームページ
- ⑧ 森のギャラリーイメージ 01 (箱根彫刻の森美術館)
箱根彫刻の森美術館ホームページ
- ⑨ 紅葉の森イメージ
著作権フリー素材
- ⑩ 森のベンチでひとやすみイメージ
著作権フリー素材
- ⑪ 森のギャラリーイメージ 02 (三菱一号館広場)
Ozmall ホームページ
- ⑫ 駐車場利用イメージ (横浜市旭区こども自然公園)
横浜市旭区ホームページ
- ⑬ イベント(マルシェ)利用イメージ (ワテラス)
千代田区観光協会ホームページ
- ⑭ イベント(ランチワゴン)利用イメージ (愛知県東海市星城大学)
星城大学ホームページ

資料 1 3 市民説明会、パブリック・コメントの実施状況

1 市民説明会

(1) 日時及び場所、参加人数

①1月22日(月)午後6時30分	重茂公民館	7名
②1月23日(火)午後6時30分	花輪農村文化伝承館	7名
③1月24日(水)午後6時30分	津軽石公民館	12名
④1月25日(木)午後6時30分	崎山公民館	7名
⑤1月26日(金)午後6時30分	市役所6F大ホール	27名
⑥1月29日(月)午後6時30分	川井生涯学習センター	6名
⑦1月30日(火)午後6時30分	新里福祉センター	10名
⑧1月31日(水)午後6時30分	田老公民館	25名
		計 101名

(2) 項目別の意見数等

項目	意見	質疑	主な内容(・1人、◎2人)
1 計画全体	1	3	・計画内容は、これで決定したのか ・駐車場の足りないように感じるが ・拠点を複数設置し、交通網活用はいい策 ・庁舎解体の財源については
2 本庁舎跡地	2	1	・大型遊具はいい考え ・大震災の状況を宮古市で展示するか ・慰霊碑を設置してほしい
3 分庁舎跡地	—	1	・分庁舎で催事の際の駐車場は
4 旧愛宕小学校	—	3	・テニスコートの整備を ・プロジェクションマッピングを ・国道からの誘導を
5 投票所関係	—	1	・投票所はどこに整備するか。2分団跡地は
6 周辺公共施設	—	3	◎中央公民館はどうなるか ・中央公民館は、土砂崩れの恐れがあり危険
7 避難関係	—	1	・避難誘導施設は
8 その他	1	6	・中心拠点に憩いの場所はあるか ・中心拠点ができた後の、避難計画の見直しを ◎歩道橋が老朽化している。補修を ・歩道橋を撤去して横断歩道にしては ・歩道橋は必要。車いす対応は ・宮古短大との産学官連携を
合計	4	19	

2 パブリックコメント

(1) 募集期間

1月17日（水）～2月5日（月）20日間

(2) 閲覧場所

市内公共施設22ヶ所、市ホームページ

(3) 提出状況

提言箱・持参3通（6件）、郵送1通（12件）、ファクス1通（1件）、

(4) 項目別の意見数等

項目	意見	主な内容
1 計画全体	7	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇や畑を整備してはどうか ・災害時に損害が少なくなる活用方法を ・どちらかの跡地に産直施設を ・浸水被害を想定すると憩える公園広場の整備は賛成 ・トイレは豪華な仕様に ・ドッグランの整備を ・市民に対して樹木の寄贈の呼び掛けを
2 本庁舎跡地	5	<ul style="list-style-type: none"> ・観光、情報案内、物販施設は、道の駅なあとやフェリーターミナルにあるので、不要 ・子育て、高齢者支援は、市民交流センターで ・屋根付きイベントステージの整備 ・屋外炊事施設、キャンピングカーが停められる駐車場 ・噴水の整備（イベントに応じてライトアップ）
3 分庁舎跡地	2	<ul style="list-style-type: none"> ・スケートボード、ローラースケートの専用練習場 ・多額の財政負担を考慮し、将来の土地利用のため更地状態で
4 避難関係	1	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館から旧愛宕中学校までの避難道の整備
5 その他	4	<ul style="list-style-type: none"> ・中心拠点の計画は素晴らしい。市民の利用を促したい ・QRコードを用いて東日本大震災の写真を紹介し、市街地の散策を促しては。 ・マクドナルド宮古店付近の交差点に路側帯を ・歩道橋の再整備の計画は。老朽化が著しい
合計	19	

3 関係団体等との意見交換会

- (1) 開催日時 平成30年2月6日(火)～7日(水) 計3回
 (2) 参加者 24団体 27名
 (3) 意見等

項目	主な内容
1 賛成意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ハコモノを作らず、公園にすることは賛成 ・年齢、性別を問わず利用できる計画である ・まちの変化を見極めるため、一時的に公園にすることは賛成 ・冬の宮古の過ごし方に新しい可能性を感じた
2 具体的な整備内容活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ただの公園ではなく、スポーツができる広場が良い ・多機能性とバリアフリーを両立させて欲しい ・大型バスの旋回スペースやターミナル機能が欲しい ・バーベキューや水遊びができる場所が良い ・スポーツが出来る環境は常設が望ましい ・駐車場は、イベント時にも不足が無いようにしたい ・様々なスポーツに対応できる場所が良い ・大屋根をかけて、雨天時にも活動できる空間が良い ・コンテナハウス等での臨時営業を企画してはどうか ・ちょっとした飲食ができる場所が良い ・華美な整備にせず、道具を貸し出して特定のスポーツをできる環境が良い ・森を散策するような散策路が欲しい
3 ソフト面の提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する団体と運営面で連携が必要 ・定期的に「市」等を開催してはどうか ・目的外駐車等の対策を ・交通量が多い場所なので、児童の安全対策を ・設計にあたっては、企画力を持った外部の方の力を借りたい ・有名な歌手や声優を招くのは有効 ・市役所に、様々な活動団体にソフト面でサポートできるスタッフを置いた専門部署の設置を望む ・活用内容によって、無料と有料を分けて欲しい ・花壇の市民オーナー制を提案する ・インターネットを使って情報拡散することを意識し、絵になる場所にしたい ・遊具付近を丘にすることで、音楽の野外フェスにも活用可能
4 反対意見その他の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・立地条件を活かして、お金を生み出す整備内容が良い ・観光案内所など観光につながる整備を加えたい ・公園広場で賑わいが生まれるか疑問 ・同様の公園は他にもある ・大型複合遊具は、場所全体の使い方を限定するので、整備するかどうか再検討が必要 ・多目的も良いが、何かに特化した整備内容も良い ・高齢者向けの整備内容が不足している
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市民交流センターと機能が重複しないようにしたい ・交通量の減少に対して対策を講じたい ・愛宕地区の賑わい減少に対して検討が必要 ・震災メモリアルだけでなく、全市的に森・川・海の紹介に力を

資料 1 4 施設管理運営方法に関する資料

1. 役割分担による各種事業形式の整理

施設整備に係る事業の進め方を、段階ごとに「資金調達」、「設計・建設」、「管理・運営」、「所有」の4つに分け、それぞれにおいて「公共団体」、「民間」の役割分担を設定した。役割分担によって、「事業形式」で示す通りの方式が挙げられる。

進め方をより詳細に分類すると、「起案（計画策定）」、「運営モニタリング」の追加や、「所有」のタイミングを「建設時」、「運営期間中」、「事業終了後」に分けることができる。ただし、ここでは事業形式をより分かりやすく表現するために、4つの段階に分類して整理した。

それぞれの事業形式について、次項「2. 各種事業形式の概要」で概要等の説明を行う。

表. 公民の役割分担による形式分類

資金調達	設計・建設 (Build)	管理・運営 (Operate)	所有 (Transfer /Own)	事業形式	民間関与度
公	公	公	公	公設公営方式	低 
			民	—	
		民	公	公設民営方式 (長期委託方式、施設貸与方式)	
			民	—	
	民	公	公	—	
			民	—	
		民	公	公設民営方式 (DBO方式)	
			民	—	
民	公	公	公	—	
			民	—	
		民	公	—	
			民	—	
	民	公	公	—	
			民	民設公営方式 (リース方式)	
		民	公	PFI方式 (BTO方式、BOT方式)	
			民	PFI方式 (BOO方式)	
					高

2. 各種事業形式の概要

(1) 公設公営方式

項目	内容
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 公共団体が「財源確保」、施設の「設計・建設」、「管理・運営」等の全てを担う方式である。管理運営に関する責任は行政が負い、清掃や警備等の一部の業務を民間に委託する場合も含まれる。 公共団体が施設を「所有」する。
利点	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営の責任が明確となっており、信頼性や継続性が高い。 施設を設置した目的に沿った管理運営を行うことができる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 人件費が割高になる場合がある。 施設を設置した目的の範囲内での取り組みに限定されるため、収益事業を行っていく。維持管理費用を低減するには、経費の削減が主な方法となる。

(2) - 1) 公設民営方式（長期委託方式）

項目	内容
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 公共団体が「財源確保」、施設の「設計・建設」を担い、「管理・運営」を民間に委託する方式である。いわゆる「指定管理者制度」である。 公共団体が施設を「所有」する。 公共施設の管理委託は従来地方公共団体が出資する財団や第3セクター等に限定されていたが、平成15年の地方自治法の改正により「指定管理者制度」が導入された。これにより、株式会社等を含む民間に管理運営を委託することが可能となった。
利点	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者のノウハウを活かすことができ、場合によっては柔軟な運用が可能となる。 公共団体が作成する仕様書等によって、目的としているサービス提供を達成することができる。 利用料金制の導入により、経費削減やサービスの向上が期待できる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営の委託は基本的には期間が区切られているため、施設での取り組みが途切れる可能性がある。また、ノウハウが蓄積しない恐れもある。 仕様書によって管理運営の内容が固められ、民間事業者のノウハウが活かされない、または自由な運用ができない可能性がある。 公共団体が民間事業者に業務委託をすることから、財政的なメリットはあまりないと言える。また、民間事業者が変更となった場合は引き継ぎ等の事務が発生する。

(2) - 2) 公設民営方式（施設貸与方式）

項目	内容
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公共団体が「財源確保」、施設の「設計・建設」を担い、施設を民間に有償もしくは無償で貸し出し「管理・運営」を委ねる方式である。 ・公共団体が施設を「所有」する。 ・「管理・運営」に要する費用は、基本的には民間が利用者より得た利用料金で賄い、民間が管理運営責任を負う。 ・平成 18 年の地方自治法の改正によって行政財産の貸付範囲の適用が拡大され、目的外であっても空きスペース等であれば民間に貸し付けることが可能となった。
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・公共団体の「管理・運営」にかかる費用が大幅に削減できる。 ・民間事業者のノウハウを活かすことができ、場合によっては柔軟な運用が可能となる。 ・利用料金制の導入により、経費削減やサービスの向上が期待できる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の貸付は極めて限定されており、通常は普通財産の場合に活用される。

(3) 公設民営方式（DBO 方式）

項目	内容
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公共団体が「財源確保」を担い、施設の「設計・建設」、「管理・運営」を民間事業者に包括的に委託する方式である。ただし、「設計・建設」においては、公共団体も関わることもある。 ・公共団体が施設を「所有」する。
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・公共団体が施設を「所有」するため、最終的な責任の所在を明確にしつつ、民間のノウハウを活用できる。 ・長期間にわたって計画的な「管理・運営」ができる。 ・施設の「設計・建設」、「管理・運営」を包括的に委託することから、運営面を考慮した施設設計を行うことができる。また、公共団体が求める施設内容やサービスの水準のみを指定する性能発注を導入できる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の判断によって目的外利用や営利目的の運用が著しくなる可能性があるため、公共団体によるモニタリングが必要となる。

(4) 民設公営方式（リース方式）

項目	内容
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・民間が「財源確保」と施設の「設計・建設」を行い、公共団体が施設を借り受けて「管理・運営」を担う方式である。 ・民間が施設を「所有」する。 ・公共団体は民間にリース代を支払うことになるが、実質的にはその費用に建設費も含まれるため、結果として「財源確保」は公共団体が行っているとも言える。 ・施設の「管理・運営」を担う公共団体が、清掃等の一部の業務を民間に委託する場合もある。
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・公共団体が施設を所有しないため、施設維持費用、更新費用が発生しない。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストとしては割高になる可能性がある。 ・民間が施設を所有しているため、継続性や安定性のリスクがある。

(5) PFI方式（BTO方式、BOT方式、BOO方式）

項目	内容
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・（BTO方式、BOT方式）民間が「財源確保」、「設計・建設」、「管理・運営」を行い、公共団体が「所有」する方式である。BTO方式、BOT方式の違いは、所有権の移転のタイミングである。 ・（BTO方式）施設の完成後に所有権が公共団体に移転する。 ・（BOT方式）委託期間終了後に所有権が公共団体に移転する。 ・（BOO方式）民間が「財源確保」、「設計・建設」、「管理・運営」、「所有」の全てを担う方式である。 ・平成11年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）の制定により可能となった。 ・予めの契約によって公共団体と民間の責任の所在を明確にする。 ・「財源確保」や「管理・運営」に対して、公共団体から補助金が拠出される場合もある。
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のノウハウや資金を活用できる。 ・（BOO方式）公共団体は、自らが施設を所有せずに公共的な施設を増やすことができる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業手続きが煩雑となり、規模が小さい場合はVFM（※）が出にくい。 ・国の基本方針に即さない手続きによって事業が進められた場合は、税の減免、補助金付等の優遇措置を受けられない可能性がある。

※VFM（Value For Money、バリューフォーマネーの略）

PFIの重要な概念の一つ。支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する考え方。従来の方式と比較してどれだけ削減できるか割合を出すもの。

資料 15 公民館の利用状況(宮古地区)

平成26年度

区分	館名		中央公民館		磯 鷄 公民館	重 茂 公民館	崎 山 公民館	花 輪 公民館	津 軽 石 公民館	山 口 公民館	宮 町 公民館	鉾ヶ崎 公民館	千 徳 公民館	宮古地区 合 計	
			分 館												
社会教育関係団体 (グループ)	青少年 団 体	件数	4	1	3	8	0	0	0	45	0	0	51	112	
		人数	29	26	48	181	0	0	0	1,587	0	0	767	2,638	
	婦人関係 団 体	件数	10	62	12	18	0	0	0	1	3	0	0	1	107
		人数	89	527	135	174	0	0	0	27	38	0	0	8	998
	サークル 団 体	件数	711	884	723	65	12	0	0	704	98	0	0	542	3,739
		人数	7,926	8,537	7,068	409	66	0	0	6,626	538	0	0	5,086	36,256
	体育協会 加盟団体	件数	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7
		人数	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	125
	文化協会 加盟団体	件数	24	80	57	0	0	0	0	41	0	0	0	15	217
		人数	225	981	538	0	0	0	0	1,401	0	0	0	187	3,332
	学校教育 関係団体	件数	2	2	7	13	0	0	0	10	3	0	0	4	41
		人数	10	50	165	262	0	0	0	290	50	0	0	95	922
	社会福祉 関係団体	件数	33	136	103	7	17	0	0	137	0	0	0	26	459
		人数	161	1,368	1,721	60	205	0	0	1,992	0	0	0	667	6,174
その他	件数	3	24	43	12	2	5	0	163	16	0	0	48	316	
	人数	60	446	834	396	40	173	0	2,855	280	0	0	1,018	6,102	
公民館 事 業	件数	132	117	5	4	25	2	0	35	0	0	0	23	343	
	人数	1,766	1,851	78	52	403	25	0	1,805	0	0	0	347	6,327	
小 計	件数	923	1,306	953	127	56	7	0	1,136	120	0	0	713	5,341	
	人数	10,346	13,786	10,587	1,534	714	198	0	16,583	906	0	0	8,220	62,874	
その他	公共機関	件数	26	26	25	26	7	1	0	80	0	0	32	223	
		人数	635	434	1,020	664	300	17	0	2,617	0	0	1,830	7,517	
	事業所 その他	件数	12	129	1	0	13	0	0	96	17	0	39	307	
		人数	149	1,767	10	0	124	0	0	2,581	243	0	289	5,163	
	小 計	件数	38	155	26	26	20	1	0	176	17	0	71	530	
人数	784	2,201	1,030	664	424	17	0	5,198	243	0	0	2,119	12,680		
合 計	件数	961	1,461	979	153	76	8	0	1,312	137	0	0	784	5,871	
	人数	11,130	15,987	11,617	2,198	1,138	215	0	21,781	1,149	0	0	10,339	75,554	

平成27年度

区分	館名		中央公民館		磯 鷄 公民館	重 茂 公民館	崎 山 公民館	花 輪 公民館	津 軽 石 公民館	山 口 公民館	宮 町 公民館	鉾ヶ崎 公民館	千 徳 公民館	宮古地区 合 計	
			分 館												
社会教育関係団体 (グループ)	青少年 団 体	件数	9	48	5	11	0	0	0	57	0	0	41	171	
		人数	167	759	80	208	0	0	0	1,405	0	0	798	3,417	
	婦人関係 団 体	件数	15	56	19	6	1	1	0	0	16	0	0	1	115
		人数	196	527	258	75	5	12	0	0	309	0	0	12	1,394
	サークル 団 体	件数	750	810	696	75	11	0	0	808	113	0	0	550	3,813
		人数	8,524	7,996	6,319	422	56	0	0	8,150	591	0	0	4,517	36,575
	体育協会 加盟団体	件数	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
		人数	40	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	8	93
	文化協会 加盟団体	件数	38	73	36	0	0	0	0	19	0	0	0	15	181
		人数	332	841	311	0	0	0	0	503	0	0	0	184	2,171
	学校教育 関係団体	件数	3	3	8	3	1	0	0	9	6	0	0	2	35
		人数	18	67	157	37	5	0	0	198	171	0	0	50	703
	社会福祉 関係団体	件数	18	142	117	9	14	0	0	123	0	0	0	28	451
		人数	143	1,481	1,796	86	99	0	0	1,944	0	0	0	444	5,993
その他	件数	5	18	58	10	2	3	0	106	12	0	0	48	262	
	人数	130	465	1,146	333	25	119	0	1,794	237	0	0	914	5,163	
公民館 事 業	件数	144	107	3	5	23	1	0	54	0	0	0	23	360	
	人数	1,711	846	85	63	386	12	0	1,652	0	0	0	787	5,542	
小 計	件数	984	1,257	943	119	52	5	0	1,176	147	0	0	709	5,392	
	人数	11,261	12,982	10,197	1,224	576	143	0	15,646	1,308	0	0	7,714	61,051	
その他	公共機関	件数	39	24	12	36	9	0	0	63	0	0	33	216	
		人数	591	794	862	631	294	0	0	2,007	0	0	1,139	6,318	
	事業所 その他	件数	3	120	1	0	14	0	0	97	15	0	0	31	281
		人数	29	1,713	20	0	124	0	0	2,581	265	0	0	274	5,006
	小 計	件数	42	144	13	36	23	0	0	160	15	0	0	64	497
人数	620	2,507	882	631	418	0	0	4,588	265	0	0	1,413	11,324		
合 計	件数	1,026	1,401	956	155	75	5	0	1,336	162	0	0	773	5,889	
	人数	11,881	15,489	11,079	1,855	994	143	0	20,234	1,573	0	0	9,127	72,375	

平成28年度

区 分	館 名		中央公民館		磯 鷄 公民館	重 茂 公民館	崎 山 公民館	花 輪 公民館	津 軽 石 公民館	山 口 公民館	宮 町 公民館	鉾ヶ崎 公民館	千 徳 公民館	宮古地区 合 計	
			分 館												
社会教育関係団体・グループ	青少年 団 体	件数	4	59	12	9	1	0	2	92	0	5	48	232	
		人数	44	746	232	169	43	0	91	1,873	0	98	1,123	4,419	
	婦人関係 団 体	件数	12	59	23	8	10	0	0	0	23	0	0	1	136
		人数	116	560	308	88	132	0	0	0	309	0	0	10	1,523
	サークル 団 体	件数	779	815	641	65	54	0	67	764	94	153	569	4,001	
		人数	7,824	7,691	6,024	388	569	0	1,210	7,237	459	2,013	4,167	37,582	
	体育協会 加盟団体	件数	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7
		人数	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	95
	文化協会 加盟団体	件数	13	69	66	0	1	0	0	29	1	0	0	11	190
		人数	124	840	570	0	80	0	0	827	20	0	0	139	2,600
	学校教育 関係団体	件数	9	2	12	0	1	0	13	13	2	2	2	1	55
		人数	98	60	367	0	52	0	318	282	42	19	60	1,298	
	社会福祉 関係団体	件数	17	129	111	1	21	0	22	128	0	29	24	482	
		人数	63	1,448	1,718	30	185	0	495	1,890	0	716	430	6,975	
	その他	件数	3	13	39	13	1	5	32	90	12	88	73	369	
		人数	75	185	855	401	18	160	522	1,406	256	2,016	888	6,782	
公民館 事 業	件数	116	72	6	3	30	5	0	32	0	2	12	278		
	人数	1,315	770	126	18	536	28	0	2,773	0	31	180	5,777		
小 計	件数	957	1,218	910	99	119	10	136	1,148	132	279	742	5,750		
	人数	9,709	12,300	10,200	1,094	1,615	188	2,636	16,288	1,086	4,893	7,042	67,051		
その他	公共機関	件数	137	27	16	20	38	25	19	49	0	26	41	398	
		人数	1,122	1,481	990	436	1,341	161	1,254	2,055	0	1,152	679	10,671	
	事業所 その他	件数	22	138	11	0	5	0	2	63	7	1	53	302	
		人数	253	2,106	195	0	90	0	5	1,669	117	50	458	4,943	
	小 計	件数	159	165	27	20	43	25	21	112	7	27	94	700	
人数		1,375	3,587	1,185	436	1,431	161	1,259	3,724	117	1,202	1,137	15,614		
合 計	件数	1,116	1,383	937	119	162	35	157	1,260	139	306	836	6,450		
	人数	11,084	15,887	11,385	1,530	3,046	349	3,895	20,012	1,203	6,095	8,179	82,665		

資料 1 6 関連公共施設の再配置計画

宮古市公共施設再配置計画(実施計画抜粋、平成28年3月)

区分	No.	施設名称	基本情報										各施設の具体的な展開				2次評価			所管課
			延床	構造	設置	経過	耐震	土地情報 敷地	サービスの具体的な展開		建物の具体的な展開		社会ニーズとの 適合性	2次評価結果 (まとめ)						
									展開	時期	説明	説明			展開	時期				
庁舎等	1	市役所 本庁舎	6,365.0	RC	1972	45	無	-	複合 化 統 合	1期	サービスを継続し ます。また、他の公 民館と統合します。 市役所分庁舎・防 災会館を統合しま す。【受入側】	建替	1期	建て替えを実施し ます。	行政サービス提供の本 拠として、行政機能の 中核を担う役割を果た している。	宮古市中心市街地拠点 施設整備事業により中 心市街地へ移転する。 行政機能を集約し、より 充実した行政サービス を提供する。	財政課			
庁舎等	2	市役所 分庁舎	1,933.0	RC	1962	55	未実施	-	複合 化 統 合	1期	市役所本庁舎に統 合します。	処分②	1期	建物を処分します。	本庁舎に集約すること により、より充実した行 政サービスを提供す る。	財政課				
その他 行政系 施設	85	愛宕倉庫 (旧愛宕小学校)	3803.2	RC	1976	41	有	-	サービ ス再 検 討	1期	サービスの在り方 を再検討します。	建物 再 検 討	1期	サービス再検討に 合わせて、建物の 展開を再検討しま す。	市の文書等の保管場所 として利用しているが、 人口集積度や交通利便 性が高い場所に立地し ていることから、現在の サービスや建物のあり 方について再検討する 必要がある。	総務課				
公民館・ 生涯学 習セン ター	250	中央公民館	735.6	RC	1968	49	未実施	1,046	複合 化 統 合	1期	サービスを継続し ます。また、他の公 民館と統合します。	処分②	1期	建物を処分します。	市民の生涯学習活動を 奨励する施設として効 果を発揮するとともに、 市の施策の方向性とも 一致しており、サービ スを継続する。但し、①近 隣に類似施設が複数立 地、②急傾斜地崩壊危 険箇所に立地、③関連 計画で中央公民館の整 備検討の位置付けを踏 まえ、他の公民館との 統合などを検討する必 要がある。	生涯 学習課				

建物の展開 建物再検討: サービス再検討に合わせて、建物の展開を再検討します。

時期 1期:平成28～37年度

2期:平成38～47年度

3期:平成48～67年度

処分②:建物の貸付や売却、譲渡、除却を行います。

資料 17 旧愛宕小学校校図面

(平成 22 年度)



凡例

- 建築物
- ① 未 未とりこわし建物
 - ② 危 危険建物
 - ③ 借 借用建物
 - ④ 一時 一時借附建物
- 建築物以外の工作物
- ⑤ 塀 塀
 - ⑥ 基礎 基礎
 - ⑦ 土留 土留
 - ⑧ 土留 土留
 - ⑨ 土留 土留
 - ⑩ 土留 土留
 - ⑪ 土留 土留
 - ⑫ 土留 土留
 - ⑬ 土留 土留
 - ⑭ 土留 土留
 - ⑮ 土留 土留
 - ⑯ 土留 土留
 - ⑰ 土留 土留
 - ⑱ 土留 土留
 - ⑲ 土留 土留
 - ⑳ 土留 土留
 - ㉑ 土留 土留
 - ㉒ 土留 土留
 - ㉓ 土留 土留
 - ㉔ 土留 土留
 - ㉕ 土留 土留
 - ㉖ 土留 土留
 - ㉗ 土留 土留
 - ㉘ 土留 土留
 - ㉙ 土留 土留
 - ㉚ 土留 土留
 - ㉛ 土留 土留
 - ㉜ 土留 土留
 - ㉝ 土留 土留
 - ㉞ 土留 土留
 - ㉟ 土留 土留
 - ㊱ 土留 土留
 - ㊲ 土留 土留
 - ㊳ 土留 土留
 - ㊴ 土留 土留
 - ㊵ 土留 土留
 - ㊶ 土留 土留
 - ㊷ 土留 土留
 - ㊸ 土留 土留
 - ㊹ 土留 土留
 - ㊺ 土留 土留
 - ㊻ 土留 土留
 - ㊼ 土留 土留
 - ㊽ 土留 土留
 - ㊾ 土留 土留
 - ㊿ 土留 土留
- ⑳ 古川英治自碑

(平成 22 年度)

平面図

縮尺 1/500 (B4)

学校名

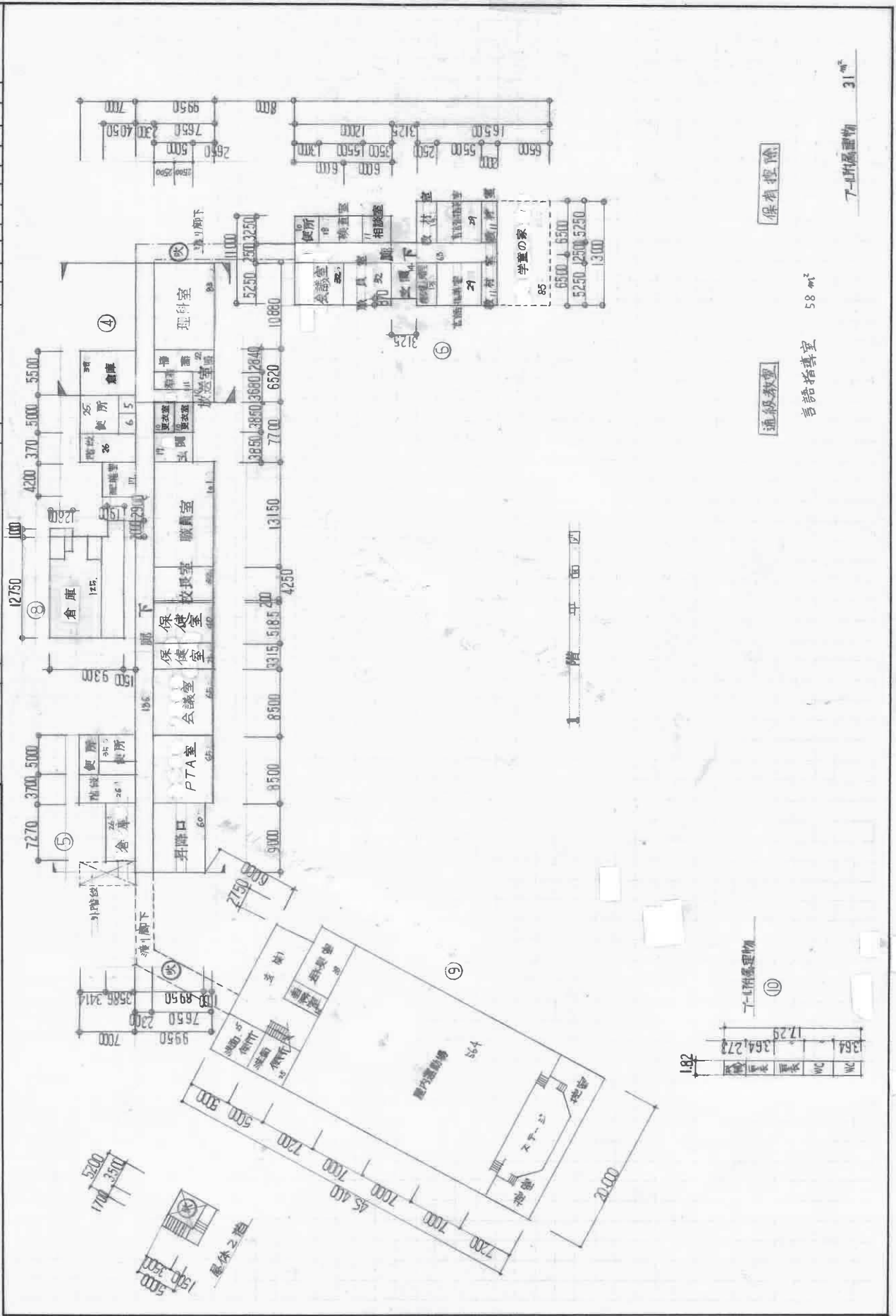
愛宕小学校

建築番号

032020078

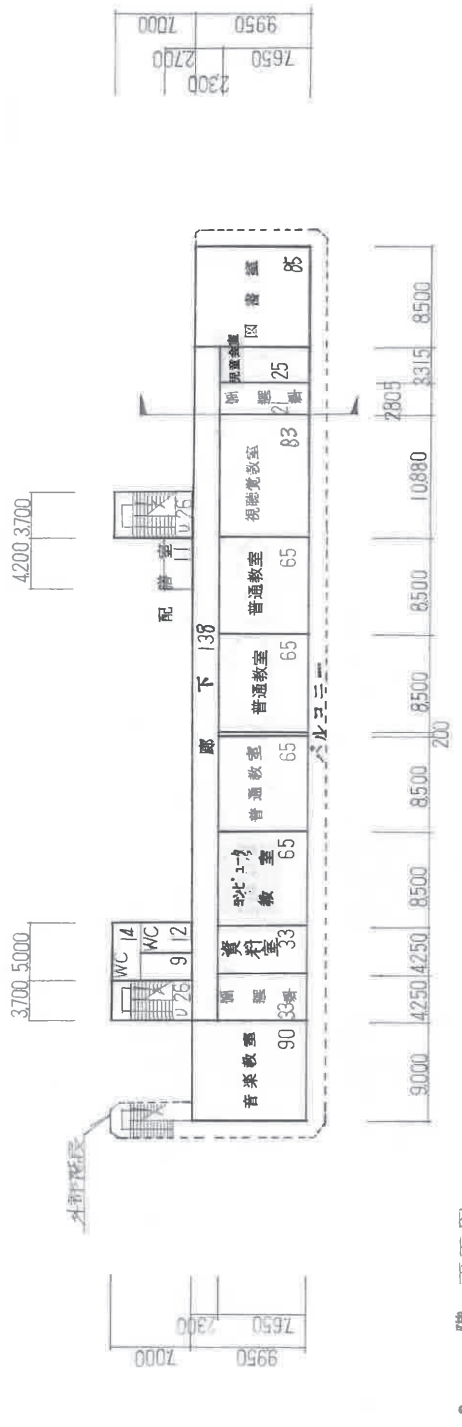
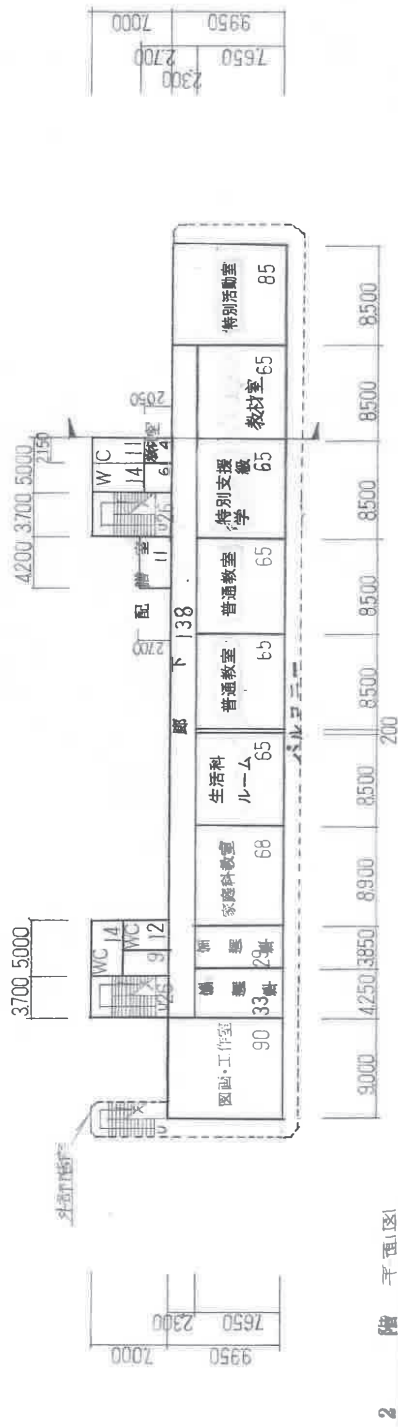
(学区)

117



(平成 22 年度)

縮尺	1/500 (B4)	20	学校名	愛宕小学校	調査番号	03202	(市町村)	0078	(学校)	整理番号	117
----	------------	----	-----	-------	------	-------	-------	------	------	------	-----



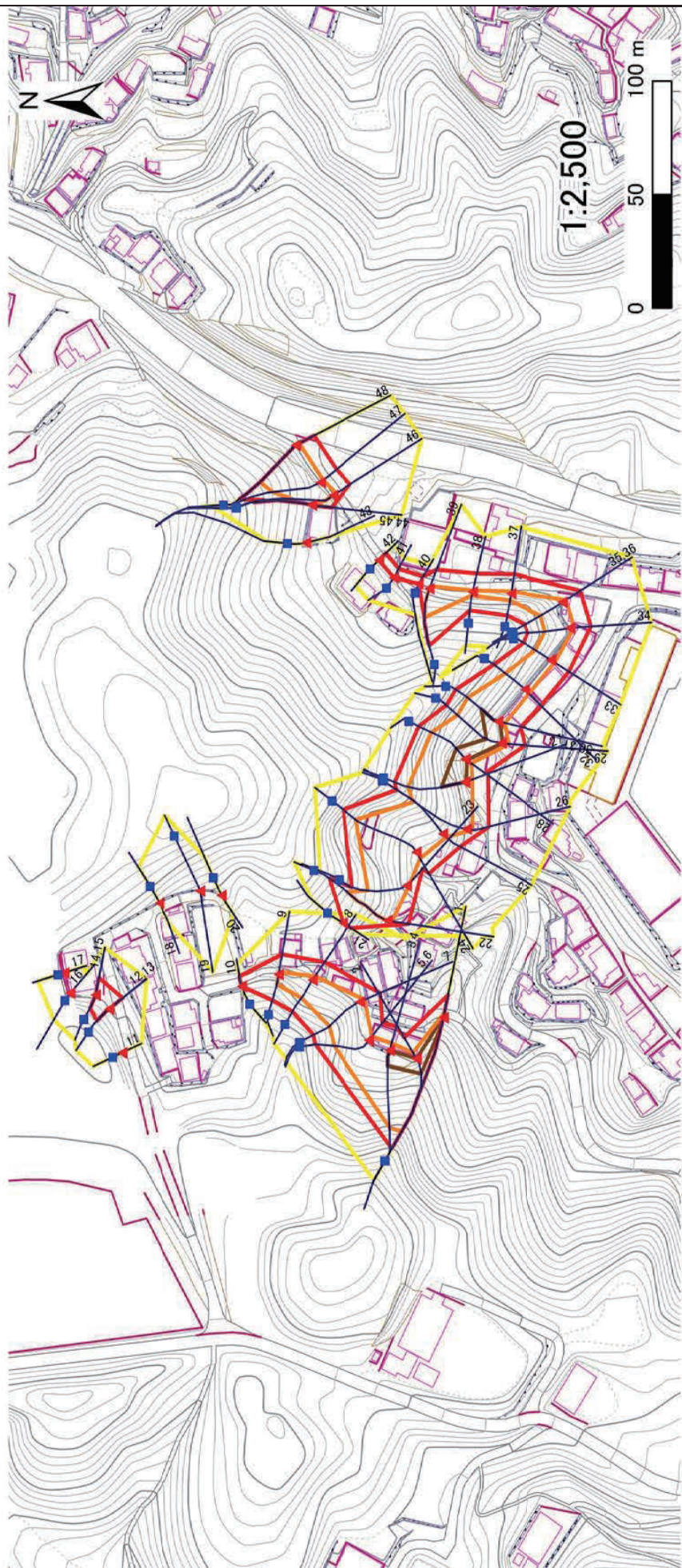
PH平面図

急傾斜地の崩壊区域調査

様式3-1 危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度 平成27年度

急傾斜地の位置 箇所番号 09340550 箇所名 愛宕二丁目 所在地 宮古市愛宕1丁目



- 凡例**
- 上端
 - ▲ 下端
 - 横断測線
 - 危険のおそれのある土地の区域
 - 著しい危険のおそれのある土地の区域
 - 土石等の移動による力が100kN/m²を超える範囲
 - 土石等の堆積高が3mを超える範囲

岩手県

宮古市庁舎跡地活用の検討に関する推進方針

(基本姿勢)

第1 本検討は、市政の重要な課題の解決を目指すものであることから、宮古市自治基本条例第4条（参画と協働の原則）、第14条第2項及び第3項（市政運営の原則）の規定に基づき、市民とまちづくりの目標を共有し推進するものとする。

(基本的考え方)

第2 本検討にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 1 「宮古市総合計画（平成23～31年度）」、「新市建設計画（平成17～31年度）」「新市基本計画（平成22～31年度）」並びに「宮古市東日本大震災復興計画（平成23～31年度）」のほか、関連する各種計画等との整合を図る。
- 2 宮古駅南側において整備予定の地域防災拠点施設と同様に、重要な新たな拠点として活用を検討する。検討にあたっては、効果的な活用方法について市民ニーズを広く聴き、多くの人々が日常的に集う憩いの場、また、賑わいをもたらす拠点となることを主眼とする。
- 3 宮古市参画推進条例の規定に基づき、市民の参画により立案する。

(推進体制)

第3 本検討の推進体制は、次のとおりとする。（別紙、推進体制図のとおり）

1 市民参画

- (1) 基本的事項については、中心市街地拠点施設市民検討委員会及びまちづくり市民会議にて検討する。
- (2) 市民の意向を把握するため、積極的に意見表明の場（市民意識調査、パブリック・コメント、市民説明会など）を設けて、検討の経過について公表するものとする。

2 庁内体制

- (1) 計画の原案は、中心市街地拠点施設整備検討委員会にて検討する。
- (2) 基本的事項の検討及び調整は、事業を所管する関係部署等と連携して行うものとする。

(推進の手順)

第4 本検討に基づく基本構想等の決定手順は、次のとおりとする。

中心市街地拠点施設市民検討委員会の検討事項の報告に基づき、中心市街地拠点施設整備検討委員会での原案作成及び経営会議における審議決定により、市民の参画及び議会との意見交換を経て、市長決裁により策定する。

宮古市中心市街地拠点施設整備事業 推進体制図（市庁舎跡地活用検討）

計画等説明・意見聴取



○宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会は、外部検討組織として要綱により設置する。市長からの原案提示等に対して検討を行い意見集約し報告する。

○宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会は、庁内検討組織として要綱により設置する。諸課題の解決に向けた具体的な検討を行う。

また、庁内検討委員会の連携組織として必要に応じて専門部会を置き、計画等の原案作成や諸課題の解決に必要な調査、企画、資料の取りまとめ等を行う。



- 市民**
- 学識経験者
 - 関係機関・団体の役職員
 - その他必要と認める者
- まちづくり市民会議
- 市民意識調査
- 市民意見公募 (パブリック・コメント)
- 市民説明会、出前説明会
- 地域協議会、関係機関・団体など

庁内推進体制



- 中心市街地拠点施設整備検討委員会**
- ・委員長 企画部長
 - ・副委員長 復興推進課長
 - ・構成員 各部署課長等
- 〈役割〉
- 計画等の原案作成に係る検討
 - 諸課題の解決に向けた具体的な検討



- 専門部会**
〔施設活用部会〕
- * 委員会の連携組織として必要に応じて、関係課担当長で構成する専門部会を置く。
- 〈役割〉
- 計画等の原案作成や諸課題の解決に必要な調査、企画、資料の取りまとめ等

原案・課題・検討



意思決定



調査・企画・資料作成等

資料 19 検討組織

宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会要綱

平成26年5月28日制定 告示第103号

平成27年3月31日改正 告示第59号

(設置)

第1条 宮古市中心市街地拠点施設整備事業に関する事業計画及び諸課題について検討するため、宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び各種団体の代表者又は職員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、第1条の規定による検討が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部復興推進課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会委員名簿

(委嘱期間：平成29年6月6日～平成31年3月31日、敬称略)

No.	選出区分	所属名称	職名	氏名
1	学識経験者	弘前大学教育学部	教授【委員長】	きたはら けいじ 北原 啓司
2	関係機関	宮古商工会議所	副会頭【副委員長】	てらさき つとむ 寺崎 勉
3	関係機関	一般社団法人宮古観光文化交流協会	会長	さわだ かつじ 澤田 克司
4	関係機関	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	会長	あかぬま まさきよ 赤沼 正清
5	関係機関	一般社団法人陸中宮古青年会議所	副理事長	しが まさのぶ 志賀 政信
6	関係機関	宮古市芸術文化協会	会長	おの でら ふみお 小野寺 文雄
7	関係機関	一般社団法人宮古医師会	理事	うちだ えいこ 内田 瑛子
8	各種団体	宮古地域自治区（重茂漁業協同組合）	（女性部長）	もりあい としこ 盛合 敏子
9	各種団体	田老地域自治区（田老地域協議会）	（会長）	つだ しげお 津田 重雄
10	各種団体	新里地域自治区（新里地域協議会）	（会長）	なかの まさたか 中野 正隆
11	各種団体	川井地域自治区（川井地域協議会）	（会長）	なかむら よしお 中村 儀雄
12	各種団体	宮古市消防団	団長	やました しゅうじ 山下 修治
13	各種団体	末広町商店街振興組合	副理事長	ふくい よしろう 福井 喜朗
14	各種団体	中央通商店街振興組合	事務局	さかもと ともこ 坂本 智子
15	各種団体	宮古市町内自治会連合会	会長	あかぬま としひこ 赤沼 利彦
16	各種団体	宮古市地域婦人団体協議会	会長	すずき みつこ 鈴木 光子
17	各種団体	宮古市PTA連合会	理事	すぎもと ゆうき 杉本 裕樹
18	各種団体	昭和通りのおかみさんもてなしたい	隊長	ささき けいこ 佐々木 慶子
19	公募委員			いわた ひろこ 岩田 博子
20	公募委員			こんの ゆう 金野 侑
21	その他	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	宮古駅長	みかみ まさかつ 三上 政勝
22	その他	三陸鉄道株式会社	代表取締役社長	なかむら いちろう 中村 一郎

宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会要綱

平成26年5月23日 制定

平成27年4月 1日 改正

平成28年4月 1日 改正

(設置)

第1条 宮古市中心市街地拠点施設整備事業（以下「整備事業」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 整備事業の計画等の策定に係る検討に関すること。
- (2) その他、整備事業の計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は企画部長、副委員長は復興推進課長をもって充てる。
- 3 委員は、別に定める職員をもって充て、委員長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(専門部会)

第6条 計画等の策定に係る検討に必要な調査、企画、資料の取りまとめ等を行わせるため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置き、各部会の名称及び構成は、別に定める。

- 2 部会は、市の関係課係長等、その他必要な職員で構成する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会は、必要に応じて新たに設置あるいは廃止することができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、企画部復興推進課に置く。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

宮古市中心市街地拠点施設整備事業

(委員会要綱第3条関係) 宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会構成員

No.	選出区分	所属・職名	氏名
1	委員長	企画部長	山崎 政典
2	副委員長	企画部 復興推進課長	岩間 健
3	委員	総務部 総務課長	伊藤 孝雄
4	委員	総務部 財政課長	若江 清隆
5	委員	総務部 契約検査課長	戸由 忍
6	委員	企画部 企画課長	菊地 俊二
7	委員	市民生活部 総合窓口課長	大森 裕
8	委員	市民生活部 生活課長	佐藤 裕子
9	委員	保健福祉部 福祉課長	中嶋 良彦
10	委員	保健福祉部 介護保険課長	早野 貴子
11	委員	保健福祉部 健康課長	伊藤 貢
12	委員	産業振興部 産業支援センター所長	菊池 廣
13	委員	産業振興部 観光港湾課長	田中 富士春
14	委員	都市整備部 建設課長	中村 晃
15	委員	都市整備部 都市計画課長	多田 康
16	委員	都市整備部 建築住宅課長	松下 寛
17	委員	危機管理監 危機管理課長	山本 克明
18	委員	教育委員会事務局 総務課長	中嶋 巧
19	委員	教育委員会事務局 学校教育課長	福德 潤
20	委員	教育委員会事務局 生涯学習課長	伊藤 重行
21	委員	上下水道部 経営課長	藤田 浩司
22	委員	議会事務局 事務局次長	佐々木 純子

(委員会要綱第6条関係) 宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会専門部会構成員

No.	部会名	構成課所等名 (◎部会長、○副部会長)	備考
1	地域防災部会	◎危機管理課、○消防対策課、生活課、上下水道部施設課	防災拠点、防災システム 防災展示学習機能
2	市民協働部会	財政課、企画課、◎生活課、福祉課、介護保険課、健康課、観光港湾課、危機管理課、○生涯学習課	市民交流センター (仮称) 管理運営
3	保健福祉部会	○福祉課、介護保険課、◎健康課	保健センター災害復旧
4	市民窓口部会	○税務課、◎総合窓口課、生活課、福祉課	行政機能集約・効率化
5	建設環境部会	環境課、◎建設課、都市計画課、○建築住宅課、上下水道部施設課、財政課	拠点施設建設・拠点環境整備
6	議会協働部会	◎議会事務局	議会及び議会事務局機能
7	施設活用部会	企画課、◎財政課、○産業支援センター、都市計画課	現有施設及び跡地利活用
8	総務情報部会	◎総務課、企画課、○財政課、都市計画課、教育委員会総務課、教育委員会学校教育課	総合調整 (行政機能集約・効率化)、情報システム
*	その他	必要に応じて、新たな部会を置くことができる。	

(平成29年4月1日現在、必要に応じて、委員長が指名あるいは設置する。)

資料 20 主な取組経過

(1) 宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会

①平成27年度

時 期	開催回	検 討 課 題
平成27年7月31日	第2回	市民アンケート調査について 宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）について
平成27年9月2日	第3回	宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（素案）について 市民アンケート調査の集計結果について
平成27年11月27日	第5回	宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）について
平成28年2月2日	第6回	宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（素案）について

②平成28年度

平成28年5月30日	第1回	宮古市庁舎跡地活用に関する検討について
平成28年7月22日	第2回	宮古市庁舎跡地整備基本計画の検討について
平成28年10月28日	第3回	跡地整備基本計画（案）について

③平成29年度

平成29年6月6日	第1回	跡地活用に関する基本計画の検討について
平成29年11月24日	第3回	跡地活用に係る基本計画の検討状況について
平成30年1月19日	第4回	跡地活用に係る基本計画の検討状況について

※各年度、検討した回のみ抜粋

(2) 宮古市議会

時 期	会議等の名称	内 容
平成27年9月30日	議員全員協議会	宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）について説明
平成28年2月25日	議員全員協議会	宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）について説明
平成28年4月12日	市庁舎跡地活用調査特別委員会	宮古市庁舎跡地活用に関する検討について説明、意見交換
平成29年3月22日		宮古市庁舎跡地活用に関する提言策定
平成29年9月15日	総務常任委員会	宮古市庁舎跡地整備基本計画の検討状況について説明
平成29年11月21日	総務常任委員会	宮古市庁舎跡地整備事業について説明
平成30年2月22日	総務常任委員会	宮古市庁舎跡地整備事業基本計画（案）について説明

(3) 庁内における検討

①平成27年度

時 期	会議等の名称	内 容
平成27年7月7日	経営会議	市庁舎跡地活用に関する検討について審議
平成27年7月17日	整備検討委員会 施設活用専門部会	市庁舎跡地活用の検討に関する推進方針及びスケジュール、庁舎跡地活用基本構想(案)について説明
平成27年7月21日	整備検討委員会	市庁舎跡地活用の検討に関する推進方針及びスケジュール、庁舎跡地活用基本構想(案)について説明
平成27年8月7日	整備検討委員会 施設活用専門部会	市民アンケート調査、市庁舎跡地活用基本構想(案)について説明
平成27年8月19日	整備検討委員会	市民アンケート調査、庁舎跡地活用基本構想(案)について説明
平成27年9月1日	経営会議	市庁舎跡地活用基本構想(素案)について審議、市民アンケート調査について説明
平成27年11月6日	整備検討委員会 施設活用専門部会	市庁舎跡地活用基本構想(案)について説明
平成27年11月12日	整備検討委員会	市庁舎跡地活用基本構想(案)について説明
平成27年11月24日	経営会議	市庁舎跡地活用基本構想(案)について説明
平成28年1月13日	整備検討委員会 施設活用専門部会	市庁舎跡地活用基本構想(案)について説明
平成28年1月19日	整備検討委員会	市庁舎跡地活用基本構想(案)について説明
平成28年2月5日	経営会議	市庁舎跡地活用基本構想(案)について説明
平成28年3月17日	経営会議	市庁舎跡地活用基本構想(案)の検討状況について報告

②平成28年度

平成28年5月11日	整備検討委員会	市庁舎跡地活用基本構想(案)等について説明
平成28年10月6日	整備検討委員会	市庁舎跡地整備基本計画(案)の検討について説明

③平成29年度

平成29年4月28日	経営会議	庁舎跡地整備事業について審議
平成29年8月7日	経営会議	庁舎跡地整備事業について審議
平成29年11月9日	経営会議	庁舎跡地整備事業について審議
平成29年12月26日	整備検討委員会	庁舎跡地整備事業基本計画策定に向けた市民説明会等の実施について
平成30年1月4日	経営会議	庁舎跡地整備事業基本計画策定に向けた市民説明会等の実施について
平成30年2月9日	経営会議	庁舎跡地整備事業基本計画策定に向けた市民説明会等開催結果及び今後の予定について審議
平成30年3月16日	経営会議	宮古市庁舎跡地整備事業基本計画について審議

(5) まちづくりふれあい講座

時 期	会議等の名称	内 容
平成28年12月10日	新日本婦人の会 宮古支部	宮古市庁舎跡地整備事業について
平成29年3月17日	宮古ロータリー クラブ	宮古市庁舎跡地整備事業について
平成29年11月6日	河南中学校	宮古市庁舎跡地整備事業について
平成29年12月15日	宮古市社会経験 者大学	宮古市庁舎跡地整備事業について

宮古市庁舎跡地整備事業基本計画
平成30年3月

《事務局》

岩手県宮古市 企画部 復興推進課
〒027-8501 岩手県宮古市新川町2番1号
電話番号 0193-62-2111 (代表)
ファクシミリ 0193-63-9114
ホームページ <http://www.city.miyako.iwate.jp/>
電子メール fukkou@city.miyako.iwate.jp



サケのまち宮古 PR キャラクター
サーモンくん&みやこちゃん